

3. 新医薬品の薬価算定方式③

～特例的なルール～



- 類似薬がない場合には、原材料費、製造経費等を積み上げる(原価計算方式)。

(例) ①原材料費	(有効成分、添加剤、容器・箱など)
②労務費	(=労務費単価×労働時間)
③製造経費	(=②× <u>1.407</u>)
<hr/>	
④製品製造(輸入)原価	
⑤販売費・研究費等	(=(④+⑤+⑥)× <u>0.435</u>)
⑥営業利益	(=(④+⑤+⑥)× <u>0.192</u>)
⑦流通経費	(=(④+⑤+⑥+⑦)× <u>0.103</u>)
⑧消費税	(<u>5%</u>)

合計:算定薬価

(下線の数値は、医薬品製造業の平均的な係数を用いることが原則)